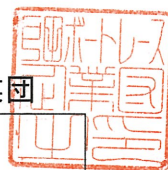


件名 設備管理業務委託（長期継続契約）

質 疑 応 答 書

戸田ボートレース企業団



番号	質 問	回 答
1	その他業務 P59 記号 t について 本業務で委託している設備及び機器等の日常的な管理・清掃～と記載されておりますが、日常の巡回内にて著しい異常や汚れが見受けられた場合の対応という認識で、日々一定の基準に基づいて管理記録を残すという事でないという認識でよろしいでしょうか。	記載の事項及び電気・空調等設備業務、営繕業務における日常点検と清掃等は、日常巡回等の結果に限らず、仕様書「第一章、6、(7)、オ 業務内容」に基づき年間計画等を作成のうえ実施していただきます。また、日常巡回や保守点検等にて異常や汚れが確認された場合も実施していただきます。 上記業務の主体的な実施による維持管理が目的であり、管理記録の作成については、必要に応じて指示いたします。
2	その他業務 P59 記号 (キ) について防火・防災計画において定める自主点検の検査項目をご教示願います。 また、実施月が決まっていたらご教示ください。	自主点検の検査項目は別表のとおりです。 実施月については、別表 6 は定めておりません。別表 7 は 6・7・12 月です。
3	P53 12 連結送水管耐圧試験に関して試験通常設置から 10 年経過した物は 3 年に 1 度の実施となりますが、本業務期間内に全箇所耐圧試験を実施するという認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	P58 4- (ウ) (イ) f ルーフドレン及びグレイチング・側溝清掃について清掃範囲と清掃頻度、また作業で発生した残土等廃棄物の処理方法をご教示ください。	出水期及び委託者が必要と判断した場合に指示し実施していただきます。範囲は本業務対象施設全般であり、廃棄物等の処理については都度指示いたします。
5	P24- (4) 冷温水発生機の冷暖切り替え時期について外気気温の上昇に伴い、暖房への切替を 10 月ではなく 11 月で検討しても良いでしょうか。	10 月の切替を基準として、気候状況により 11 月へ変更することも可とします。
6	P64 2- (7) ねずみ等の定期生息実態調査に関して、年 4 回の目視点検は常駐員が簡易的に実施する内容として、ビル管法で定められている年 2 回の害虫・ねずみの防除作業の実施については専門業者へ作業を依頼するという認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、簡易的な仕掛け（粘着トラップ等）や駆除剤等の設置は本業務で実施していただきます。 なお、本業務は厚生労働省が定める建築物環境衛生管理技術者の職務等を委託するものとなります。専門業者で実施する調査・防除作業を含めて計画・維持管理・検証等を実施していただきます。

注 この質疑応答書は仕様書の追補と見做す。質問の内容によっては回答に仕様変更を含む場合もあるので、業者は質問の有無にかかわらず全文を確認すること。